

地域で福祉活動を行うボランティア団体などを支援します

令和7年度 地域福祉振興助成金（単発事業助成）のご案内

地域福祉振興助成金は、札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、その活動費の一部を助成するものです。

単発事業助成とは

定期的開催する活動以外の単発事業で、一時的に多額の費用（※）を必要とする場合に、経費の一部を助成するものです。

また、地域福祉振興助成金（活動費助成）との併用も可能です。

（※ 前年度の団体予算額の20%以上の予算で開催する事業を対象とします。）

◆助成対象団体等

- ・札幌市内で活動している、ボランティア団体、非営利の在宅福祉サービス提供団体等
- ・5人以上で構成され、1年以上継続して活動していること
- ・札幌市から直接的又は間接的に助成を受けていないこと
- ・札幌市社会福祉協議会のボランティア登録を行っていること

など

ただし、以下のような団体・活動は除きます。

- ・活動資金に余裕のある団体
（団体予算額に占める繰越金の割合が40%以上、団体予算額に占める助成金の割合が5%未満）
- ・法令等に基づき組織されている団体、行政から委嘱・任命された職務に伴う活動
- ・政治活動、宗教活動と判断される活動
- ・自助的性格の強い活動（団体構成員相互の支援活動）

など

◆助成対象経費

- ・資材購入費等・・・事業実施に直接使用する資材の購入費、講師謝礼（裏面基準表参照）
- ・会場費・・・事業実施に直接使用する会場使用料等（リハーサル分は対象外）
- ・交通費・・・事業実施当日の交通費、事前調整に係る交通費
- ・ボランティア保険料・・・ボランティア保険料

※ボランティア活動等行事用保険も対象となります。

など

◆助成額

次のいずれか低い額とします。

- ① 助成対象経費の2分の1（千円単位。端数は500円以上切り上げ、500円未満切り捨て）
- ② 10万円

◆申請受付期間

令和7年(2025年)5月12日(月)～6月13日(金) ※必着

◆スケジュール

- 8月上旬 助成金運営審査会の開催（有識者により構成され、助成金の交付可否を決定）
- 8月中旬 決定通知書送付（交付の可否を通知）
- 8月下旬 請求書提出
- 9月下旬 （助成が決定した場合）助成金振り込み
- 来年3月 事業実績報告書提出・確定通知書送付・精算書提出

◆申請方法

- ・下記の申請書提出先へ事前連絡の上、持参又は郵送により申請書等を提出してください。
- ・申請時にはイベント名及び参加予定人数等も確認いたします。
- ・その他の提出書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

お問い合わせ先（申請書提出先）

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
電話 211-2932 FAX 218-5180



さっぽろ市
02-F01-25-876
R7-2-670

SAPPORO

講師派遣に係る謝礼は以下の表を助成対象経費の上限とします。（税抜き）

講師区分		1 時間あたり単価（※ 1）
大学教員	教授・准教授	12, 000円
	講師・助教・助手	6, 000円
コンサルタント （研修の講師を主たる職業とする 場合等を言う）		20, 000円
官公庁職員	本省	8, 000円
	都道府県	6, 000円
	本省の出先機関	6, 000円
学識経験者		15, 000円
民間企業		12, 000円
その他		10, 000円
上記の区分に関わらず、その実績が 特に評価され著名である者		50, 000円

（※ 1） 所得税及び復興特別所得税を含まない